

平成23年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議概要

- 1 日 時 平成23年11月14日（月）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員17名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）14名

4 審議の概要

【司会】

それでは、議事を進める当たり会長選出に移らせていただきます。

会長の選出につきましては、愛知県青少年保護育成条例施行規則第10条第1項において、審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めるとされております。この互選について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

会長として「岡谷委員」を推薦したいと思います。

岡谷委員にあつては、会長として、これまで5期、10年間にわたり、本審議会の適切な運営をしていただき、大変な御尽力をいただいているところであります。

これまでの経験を活かし、引き続き、岡谷委員に会長をお願いしたいと思います。

【司会】

ただいま、岡谷委員のご推薦がございましたが、ご提案のとおり岡谷委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会】

それでは、会長を岡谷委員をお願いしたいと思います。

岡谷委員は、会長席にお移りください。

それでは、ここで岡谷会長にごあいさつをいただきたいと思います。

岡谷会長、よろしくお願ひいたします。

（岡谷会長あいさつ）

【司会】

ありがとうございました。

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

【会長】

改めましてよろしく申し上げます。

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定によりまして、本審議会では、会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとされております。

今回は、岩間委員と大野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、引き続き議事を進めてまいります。

議事(2)の会長職務代理者及び部会委員の指名に入らせていただきます。

条例施行規則第10条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名ですが、これまでの多くの経験から、加藤愛子委員にお願いしたいと思っております。

加藤委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(加藤委員了承)

ぜひ、よろしく申し上げます。それでは、加藤委員は、職務代理者席へ移動していただけますでしょうか。

それでは、加藤委員、一言お願いできますでしょうか。

(加藤委員あいさつ)

【会長】

ありがとうございました。

次に、同規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、引き続き議事を進めたいと思います。

議事（3）の少年非行の概況についてご説明をお願いします。

（県警本部説明）

【会長】

それでは、何かご意見ございましたら、また後ほども時間がございますが、どうぞ。

【委員】

教育委員会ですけれども、ただいま、警察のほうから少年非行に関する報告をいただきましたが、教育委員会のほうでも、文科省の調査に基づいて平成22年度中の学校における問題行動ということで調査をかけております。その中には、いじめですとか校内での暴力事件とか、いろいろな状況がありますが、先ほどからお話がありましたように、小学校における暴力事件がこのところ年々増加傾向にある、そのことが私どもとしてはひとつ大きな懸念のところでございます。

いじめ等につきましては、全国的に見れば本県の認知件数は大変多いわけですが、このことにつきましては、過去のいろんな事例に基づいて各学校で早い段階でいろいろ確認をしてそして指導に入るということで、全体的な件数は多いんですが、学校の対処も比較的早いと。ただ、その中には、十分に解消し切れていない問題も当然各学校において抱えているという点はあろうかと思えます。

その中でも先ほど申しました、特に小学校における暴力がちょっと目立っているのではないかということでもあります。それから、先ほど、もう一つありました情報モラルに関して、ここ、昨年、一昨年と教育委員会もいろんな外部の皆さんの協力も得ながら、学校そして家庭における情報モラル教育ということで、啓発の取り組みをしてまいりましたけれども、先ほど報告がありました事案等を踏まえて、警察のほうからも、より情報モラル教育に関しての徹底をというお話をいただいておりますので、今後この点につきましては、特に小学校にも力点を置いて推進していきたいと考えております。

あと、規範意識の問題等に関しましては、これはほんとうに教育にかかわる、学校、家庭、地域、当然全体の課題と捉えておりますので、この6月に、教育に関す

るアクションプランⅡ、本県の新たな今後5カ年の教育振興基本計画を策定いたしました。その中の重点目標の第1に、道徳性、社会性の向上ということを掲げさせていただいて、11月の初めにも、本日もご出席いただいておりますPTAの皆さん、あるいは校長会の皆さん等々にもご協力いただいてキャンペーン活動を始めたところでございます。今後5年間にわたって、本日もご出席のそれぞれいろいろな方面の皆さんのご協力もいただきながら、道徳性、社会性の向上に向けた、地域における、あるいは学校における取り組みを、あるいは家庭を対象とした取り組みを含めて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。教育委員会の取り組みとして、報告をさせていただきます。

【会長】

どうもありがとうございました。

小学校でもかなり、殴り合い、殴ったりとか相当激しいんですか。

【委員】

学校からは件数での報告でありますけれども、やはり、かっとなつてすぐに手が出ると、出やすいということの報告はいただいております。

【会長】

ほかに、何かご意見があれば、どうぞ。

【委員】

先ほど愛知県警の少年課からお話がありましたけれども、深夜はいかいということで、私がいつもいろんなところで疑問に思うのは、漫画喫茶とか、そういうところに気軽に入っていける。そこにおいて、インターネット、いろんな有害なものがあるということで、その状況はどんなものなのかお聞きしたいと思いました。

【事務局】

社会活動推進課でございますが、深夜営業施設などは私どもが調査をしておりますので、後ほどその状況もまたご報告をさせていただきますので、またその後にもご質問をいただければと思っております。

【会長】

では、A委員のご質問は、説明の後でよろしいでしょうか。

【会長】

それでは進めさせていただきます 4号議案の部会長専決処分の報告についてでございます。

次の議事(4)と(5)は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご意見、質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、事務局からの説明が一通り終わりましたので、何かご質問があればお願いいたします。先ほどA委員からのご質問に対して、つけ加えることがあったらどうぞ。

【事務局】

先ほどA委員から、漫画喫茶などの立ち入りの状況はどうかということですが、このように調査をしておりますが、私も県側の、社会活動推進課の職員が立ち入り調査できるのは、22年度に288件は立ち入っておりますけれども、全体から見れば限られておりますので、これらの店が365日営業しているわけですが、我々が立ち入ったときには青少年の立ち入りの状況は確認をされていないということでございます。我々のそういう調査、抜き打ち的な調査も意味があるのですけれども、それよりも、そのときにそのお店に対してこういう条例がありますよと、ですから11時以降は青少年の方を立ち入らせないようにしてくださいねという、啓発が主たる目的の立ち入り調査とご理解いただきたいと思っております。

【委員】

漫画喫茶はドリンクも飲めますよね。その漫画喫茶に、結構有害な本だとかそういうものも置いてあるところがあると思うんですけれども、その辺、幾ら他で取り締まっても、漫画喫茶のほうでは結構先ほど回ってきた雑誌なんかも置いてあるところがあるんですけど、その辺の調査というのはどうですか。

【事務局】

確かに、先ほどの区分陳列は販売をするところに対しては指導しておりますけれども、喫茶店において青少年に見せないでくださいよということまでは、確かに、実態として調査はできていない状況でございます。

【委員】

僕も見ただことがあるんですよ。だから、やっぱり、そのあたりもこれからの課題ではないかなとは思うんですけども。

【事務局】

条例全般のチラシはそのときにも配布をしております、それは参考資料の中でいきますと、参考資料の5、条例のあらまし、こういったものも置いてございまして、この中には有害図書に関する規制のことも書いてございますので、そういったところを漫画喫茶のほうをごらんいただければ少しでも改善されるように、我々も深夜調査のときには気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【会長】

有害図書でも、漫画喫茶に置いてあるのは子どもさんが時間内であれば見られるということですね。そういうわけではないですか。

【事務局】

いえ、見せていいというわけではございません。次の参考資料の6で条例を入れてございますが、条例の第6条第3項第4号では、何人も青少年に有害図書類を閲覧させ、視聴させ、または聴取させないようにしなければならないという規定もございますので、やはり閲覧をさせることは条例で禁止をされております。

【会長】

そこまでの注意をしてあるか確認する作業が一つあるわけですね。

【事務局】

そうですね。ただ、喫茶店とかをすべて調査することはできませんので、私ども、先ほど言った区分陳列の調査は、条例の6条3項の図書類の取り扱いを業とする者は次の各号のいずれかに該当するもの、これが有害図書類と言われているものですが、これを青少年に販売し、頒布し、贈与し、もしくは貸与し、または閲覧させ、視聴させ、もしくは聴取させてはならないというような規定もございますので、こういった観点でやっているわけです。確かに、漫画喫茶などへ行ったときにそういったものが目につくことがございますので、そういったところについては、これから漫画喫茶などに立ち入ったときにも声をかけてまいりたいと思います。

【委員】

本当に有害図書を青少年が買うというのもどこかであるとは思いますが、自由

に見られる場所があるということ、そういうところに本が置いてあるとなれば必然的にそちらのほうに足を運ぶ、そこでインターネットも見ることができ、食事もできる、ドリンクも飲める。また、今の中学生や高校生が実際に、年齢、見た目で見えない点があるので、そういうところも若干問題視されるんじゃないかなとは思っています。

ですから、本を買う、買わないというのも当然あると思いますが、コンビニでも、先ほど回った「ザ・ベスト」何とかというのは売っています。それが有害図書であり、買ってどうするか分かりませんが、そのように安易に買える方法のあるところもあるので、その辺も今後の課題じゃないかなとは思っています。

【事務局】

確かに、先ほどごらんをいただきました「ザ・ベスト」などは、コンビニへ行きますと非常に多く置いてございます。ただ、成人コーナーという区切りがありまして、そこに置かれていることを我々もこういった立ち入り調査で確認をしておりますので、そういったところの本を明らかに18歳未満の少年が買おうとしたら、これは販売をしてはいけないということが罰則つきで規定をされておりますので、そういったことはコンビニなどを回りながら我々も注意をしておりますし、コンビニは大体チェーン店ですので、そこは、本部からの指導がしっかりしていると思っております。書店などで一部守られていないところもあるようですけれども、そういったところは引き続き、我々のほうから注意をしてまいりたいと思っております。

【会長】

ほかに、何かございますか。

それでは、今のご意見について事務局もよろしく願いいたします。

それでは、議事の(6)に入りたいと思います。有害図書類の団体指定について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございます。

何かご意見はありますでしょうか。

それでは、皆さん特段ご意見もないようですので、事務局で、先ほどご発言のあったように、有害図書類の団体指定の方向で進められてはどうかと思いますのでよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

では、議題の最後になりますが、その他について事務局から、何かございました

らご発言ください。

【事務局】

今日皆様にもお配りをしております参考資料の5、愛知県青少年保護育成条例のあらましというものを、本年度、新たに2万部作成いたしました。これを県内市町村、小中学校、関係業界に広く配布をさせていただいておりますので、皆様も、機会がありましたら青少年保護育成条例の周知につきましてご協力をいただければと存じます。

以上でございます。

【会長】

それでは、事務局から条例のあらましが配布されましたので、今後とも条例の普及、啓発に努めていただきたいと存じます。

主な議題はこれで終わっておりますが、せっかくの機会でございますので、委員の皆様から本日の議事にかかわらず、何かご発言がございましたらどうぞよろしくお願いしたいと思っております。

どうぞ。

【委員】

今、有害図書の話が出たんですが、今のゲーム機とそれから音楽プレイヤーは、簡単に成人向きのサイトのほうへ入っていく。今、図書で、多分、子どもたちが本を買って昔みたいということよりも、簡単なことを言いますと、インターネットですぐ入っていけるという状態です。フィルタリングをやるということで、一般のお母さん方はフィルタリングの意味もわかっていないし、フィルタリングをやることによってそこですべて終わりというような感覚でおるんですが、フィルタリングは始まりであって、そこからどう監視していくかというのが問題という認識がないような気がいたします。

ですので、今、成人向きのことで子どもたちが要求して、ゲームで五、六人隣のほうへ集まってやっているのは大抵そういう成人向きのところを見ていたりだとか楽しんでいるというのが現実でありまして、それを大人がほとんど知らない、お母さんも知らない。そういうところから、例えば、今、EMAの認定をされたモバゲーだとかそれからグリーだとかというものがあるんですが、それは、公式に認定されたサイトですので、これは安全だと言われているところでも、やはり、それを携帯から見ますと非常に安全でないというのが幾らでもあるんですね。ですので、そういうところをきちっと大人たちがわかるように、お母さんたちにもわかるように、学校の先生もわかるように、危険だということを、今やらなければいけないと

思います。

特に、インターネットの危険性を教える大学の先生が日本に一人もいないと聞いています。毎日、毎日がすごいスピードとすごいソフトで、i P a dとi P o dの違いがほとんどの人もわかっていないぐらいの状況でございます。i P a dの中でフィルタリングをかけるのはどうするのかということもよくわからない。ですので、フィルタリングをかければそれで終わりということではなしに、ペアレンタルコントロールというんですかね、そういう形のものの運動も展開しないと、もともとと恐ろしい時代が来るんじゃないかなというふうに思います。初めて出席してこんな話をして申しわけないんですが、今見ていると、まだ図書有害図書というレベルでいろんなお話をされているんですが、現実はそのじゃなくして、子どもたちは今、インターネットでいろんな有害情報が出ているんだから、それにどう取り組むかということのところを考えてほしいなと思って、率直に今思いました。

【会長】

事務局から今のご発言に対してどうぞ。

【事務局】

確かに、インターネットによる有害情報に青少年の方が接するという事は問題であると考えております。私どものほうでも、インターネット利用安全・安心講座というのを平成19年度から始めまして、学校あるいはPTAなどから申し込みをいただいて、講師は警察本部のサイバー犯罪対策室の方をお願いをしているわけですが、そういった講座を受け付けております。平成22年度中にも72件の申し込みを受け付けまして、合計1万7,865名の方に受講していただきました。また、このほかに、県警のほうで直接受け付けていらっしゃる分もあると聞いております。

また、私どもも毎年夏と冬に、非行・被害防止の強調月間ということでキャンペーンや出発式などをしておりますけれども、ここ2年はテーマとして携帯電話、インターネットによる有害情報ということを取り上げまして、携帯大手3社の方に講師としてお越しをいただきまして、青少年育成団体や保護者の方にその方たちのお話を聞いていただくという取り組みも進めております。

また、国のほうでは青少年インターネット環境整備法というのが制定をされておりましたので、ここでフィルタリングの提供などが義務づけられておりますので、引き続きこういったことを呼びかけてまいりたいと考えております。

【会長】

よろしいですか。どうぞ。

【委員】

関連してお聞きをしたいと思います。おっしゃったように、これも県警の資料にもありますが、インターネットに対する危険性の理解不足というのが書いてあります。その下に、学校、家庭及び地域社会における指導教育が不十分であると書いてあります。これは、例えば、学校では、どういう教育というか、子どもたちにしていくのかなと思うんですが、もし、ご存じでしたらわかる範囲内をお願いします。

【会長】

どうですか、お願いします。

【委員】

よろしいですか。現在の教育課程でいいますと、高等学校は教科情報という、情報に関する指導の時間が教育課程の中に組み入れられておりますので、高等学校段階では情報モラル等、情報機器の活用とあわせて情報モラルについて、授業の中で指導するという時間が確保されています。小中学校においては、そういった情報モラルという、あるいは情報に関する教科の時間はありませんので、学校としては、総合的学習の時間ですとか、比較的活用度の高い時間の指導の中で、子どもたちに啓発をするという現状であります。したがって、先ほどB委員からお話がありました、ゲーム等を通じていつでもインターネットに子どもたちがアクセスできるということ、そしてその実態については、学校はおそらくあまり把握はしていないと思います。

ただ、そこにいろいろな落とし穴があるということについて、現段階では家庭を通じて、保護者の皆さんに学校からリーフレットを配ったり、いろいろな講演会を学校が主催をして、先ほど来お話がありました警察の方ですとか、それから教育委員会のほうでも、今子どもたちが接しているいろいろな携帯電話等にどういうリスクがあるかという指導をしていただく指導者の養成等はやっていますから、そういう方々に学校に入っていただくというような取り組みはしていますけれども、まだまだ、そういう啓発にやっと取り組み始めたというような実情だと思います。

【委員】

今お聞きして、学校も啓発ということでやっていらっしゃると思いますけれども、県当局も、これは教育委員会と、そしてまた県警と横のつながりを徹底しながらやらないと本当に委員が言われたように怖いものです。現実にもう怖いのが飛び越して、現実にはいろんなことが起こっているわけですから、私としては早急に、本当にこの対策を、神谷部長にもお願いしておきたいと思いますが、実施して

いただきたいと思います。先ほども閲覧して、あんな本があるのかと初めて見ましたけれども、あれ以上のことが起こっているというのは想像ができますし、実際、動画だとかに行ったら大変なことになるのでしょうか、ぜひともその対策をお願いしておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【会長】

それでは、ご意見をどうぞ。

【委員】

日ごろ子どもたちに直接接している立場から、先ほど、学校の教員が、インターネットだとかそういった危険性についての知識が、一歩おくられているというような言葉がありましたが、実際には子どもたちも、小学生よりも特に中学生だと思えますが、インターネットとか携帯を通じたそういった危険性がありまして、例えば、モバゲーだとかグリーだとかそういったサイトですよね。無料サイトから始まって深みにはまっていくと有料のところにもどんどん入って行って、有害な情報を得るというよりは、チャットみたいなもので、そこでいろんな人と知り合うようなものがありまして、そこで全然顔も知らないところの人たちと交流ができてしまうというのが学校では特に問題でして、そこから、情報交換をしているうちに、「誰が」ということが特定されてしまって、実際に会ってトラブルが起きているということが発生しています。

ですので、そういった対応についてももちろん指導をしていますので、危険性を教職員は知らないわけではなくて、そういった危険性があるということはよくわかっています。

ただ、中学校としてはカリキュラムで、先ほどおっしゃったように、ここで教えないところはないので、全体の講話や講演会を実施しております。携帯の安全教室や、先ほどお聞きしたサイバー犯罪対策の講話などお願いをすれば来ていただけるものを活用して、年に1回、全校生徒を対象に実施することを3年ぐらい連続でやっています。今の学校ではまだですが、前任校では実施しておりまして、やっております。それで、そういった危険性については、教員も、子供たちをそういったところに巻き込まないように、顔の見えない人と平気で何か交流をしてとんでもない犯罪に巻き込まれるということがあるので、警戒をしていただくような講演会を実施しています。

ただ、後手後手に回るといことはほんとうにありますので、一歩進んで、未然に防ぐような教育をやっていかないと、知らないところで私たちがおくられて対応策に回っているというような、そういったことは否めないというふうに思っています。

以上です。

【会長】

どうぞ。

【委員】

高校の実態について、全部の学校を知っているわけではありませんが、高校でどのようなことがなされているのかにつきまして少しをお話したいと思います。

先ほどC委員からもお話がありましたように、情報は実技必修になっておりますので、必ず授業として行う中で、情報モラルについて生徒に指導をしていきます。

それから、インターネットの利用安全・安心講座です。毎年、多くの学校で、警察から来ていただいております。ただ、全校生徒あるいは学年を集めて話をしますもので、どのくらい分かっているのか、自分のことのように捉えているのか、そのあたりまでは分からないところですが、学校としても指導をしています。

それから、全校集会でも、何回か生徒指導部長からも事例を挙げながら話をさせていただいておりますが、では、そうやって指導したことが、全て生徒の理解につながっているかということ、なかなか難しいところではあります。

有害図書については情報としては入ってきておりませんが、出会い系サイトなどについてトラブルに巻き込まれる話は聞いておりますので、本当に一生懸命、学校としては話をしておりますが、生徒一人一人が自分のこととしてどのくらい捉えてくれているのかということ、問題であるのかなと感じております。

少し話が変わって恐縮ですが、今日、ここに来る前にいろいろ考えていましたときに、昨年度でも、有害図書で本当にあんな本があるのかと思うようなものを見せていただきました。これは、やはり、青少年の健全な育成にはつながらないと思われました。審議会の事務局でいろいろと把握していただいて、調査もしていただいているのは、店舗ということになるわけで、愛知県の青少年保護育成審議会としてのことだから愛知県の店舗ということなのかもしれないですが、先ほどB委員の話にもありましたように、店舗に行って有害な本を買うという子がどのくらいいるのかと思います。それ以上に、インターネットを通じて書籍を買う、あるいは書籍でなくても有害な画像を目にすることがいっぱいあると思います。これは愛知県だけじゃなくて、全体的なインターネットのことですので、県だけでどうこうとはできないでしょうけれども、ぜひ、子どもたちのために、良くない刺激になるものは、できるだけ目に触れないというのか、内面からの指導も大事ですが刺激を与える機会を少なくできるような方策があるといいなと感じております。

【会長】

ありがとうございました。

次、行きます。どうぞ。

【委員】

最初に、今お話のありました関係についてお話をさせていただきます。

まず、フィルタリング対策でございますが、先ほどお話がありましたように、フィルタリング対策もさらに実のあるものにしていく必要があると思います。現在、例えば、携帯電話の販売店などの実態調査ですとか、フィルタリングに向けた普及を各販売店に協力要請をしております。このような形で保護者や子どもさんにご理解をいただくという施策を行っております。それからもう一つ、保護者の方もご存じない方も多いことから、保護者に対する啓発活動も警察のほうで取り組んでおります。おっしゃるとおり、まだまだこれからの分野でございますので、保護者の方にも本当に一からわかるように説明をしていく必要があると思っております。

また、学校の生徒さんたちにつきましては、先ほど、それぞれの校長先生からお話がありましたとおり、県下の各学校から講演の要請が多く参っております。県警には、サイバー対策室がございまして、その係員が学校まで出向きまして、いろいろな犯罪にかかわるような有害サイト等に対してしっかり注意をしていただくよう指導をしているところであります。これにつきましても、もっと強力でできるように体制を強化して、学校により頻繁にお伺いしてご指導をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご要望がございましたら県警本部までお電話いただければ、対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

ところで、私どものほうから2点ほど、皆さんからのご意見をお聞きしたい点をお話します。

それは、有害図書の販売等の禁止に関しまして、条例改正を含めましてご検討をいただければということであり、まず1つが有害図書の指定についてであります。

今年の9月、当県警の非行集団対策課で、月刊誌を発行する編集社の社員と芸能プロダクションの男を、暴走族の取材に伴い無断でスーパーの敷地内に入ったことから、建造物侵入被疑事件として検察庁に事件送致をしております。そのときの取材記事が、お手元の記事でございます。

内容を見ていただければわかりますように、女性の暴走族、通称レディースと申しておりますが、この者たちの特集記事であります。また、その内容も、「みんな見た目以上に気合いが入っているので、どこのチームにも負けねえ」とか、あるいは、編集者側からそれに対して、「頼もしい、逮捕されるのは覚悟の上」というような、暴走行為を肯定し、かつ勧める内容が載っております。

この資料に写っている少女らは、実は、大型自動二輪で暴走をしているような写真になっておりますが、実は、彼女らはミニバイク、原付の免許しか持っておりません。実際には、大型自動二輪を運転したこともなければ保有もしていないという

者たちであります。これは、レディースの撮影の演出として、暴行や抗争の際に使用する金属バットに見えるプラスチック製のバットとともに撮影者側が準備したものでございます。

また、スーパーの駐車場における撮影につきましても、あらかじめスーパー側に女暴走族の撮影のために許可を申し入れても許可がおりないことを十分に認識していた上で、無断で立ち入ったということでもあります。

暴走族は集団でオートバイを連ねて走行し、著しく道路における交通の危険を生じさせるばかりか、暴走族の背後には、皆さんご存じのとおり暴力団が介在する違法な非行集団であります。警察といたしましては、こうした暴走族を容認し、かつその行為を勧めるような記事を掲載した雑誌につきましても、青少年の健全な育成を阻害するものであることから、今後、積極的に有害図書として指定していく必要があると考えております。皆さんのご意見を伺いたいと思います。

なお、本雑誌は月刊誌でありまして、毎月特集を組みまして、暴走族以外の記事も掲載をしておりますので、他の分、数冊回覧をさせていただきますので参考にさせていただきたいと思っております。

ごらんいただきながら、2点目をお話ししたいと思います。2点目は、暴力団を容認する図書類を有害図書として指定させていただきたいということでもあります。

皆さんは暴力団をあまりご存じないと思っておりますので、その前に、暴力団というのは何かということを申しますと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によりますと、暴力団とは、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体と規定されております。

また、福岡県では、青少年健全育成条例の中で有害図書の指定に関しまして、次のように規定しております。有害図書とは、青少年の残虐性を著しく助長しまたは青少年の非行を誘発し、もしくは助長しその健全な育成を阻害するおそれのあるものとしており、その該当する項目の1つといたしまして、戦争または暴力団など暴力を指向、容認する団体を賛美するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとしております。

福岡県などがこのような条例を制定いたしましたのは、先ほど申し上げましたとおり、暴力団が、集団的、常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体であるという法の規定と青少年に与える悪影響を十分に理解されたからだと考えております。特に福岡県では、皆様も報道でご存じのとおり、暴力団の対立抗争事件が頻発して発生しておりますし、暴力団が企業などに拳銃を撃ち込んだり爆弾を仕掛けたりなどという事案が多発しております。このようなことが、治安の悪化と市民の不安感を増大させて青少年の健全育成をも阻害しているわけであり

ところで、本県では、平成15年に暴力団を容認する図書類を有害図書として指

定していただくよう警察からご検討をお願いし、その際には、指定範囲を暴力団までに広げると、例えば任侠本まで該当することになるということや、暴力団を賛美することが即犯罪につながらないというような理由から指定を見送られたわけであり、先ほど申し上げました暴力団の本質をよくご理解いただきまして、再度ご検討をいただきたいと思っております。少なくとも、暴力団と任侠とは別物であると考えられますし、最近の暴力団排除の機運の高まりからも見直しをしていただく時期ではないかと考えております。

また、本年4月に施行されました本県の暴力団排除条例第20条に、県の暴力団排除の施策の1つとして、青少年が暴力団に加入しないようにすること、また、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解のもとに行動することができるようにするため青少年に対する指導及び助言、その他の取り組みを行うべきことと規定されております。

繰り返し申し上げますが、暴力団は、拳銃、自動小銃、爆弾などの武器を保有して、覚せい剤などの薬物の密売にも関与が窺われます。あるいは、バカラ賭博等により、一晩で数千万円の不当利益を上げたり、児童生徒を巻き込んでの売春行為ですとか違法の風俗営業にも関与が窺われます。また、愛知県が全国一発生をしております、自動車盗や車上ねらいなどの泥棒につきましても現役組員や元組員が行ったり、あるいは、虚偽申告により生活保護を受けながら、一方では高級車を乗り回し日々豪遊している者もおります。このような行動が、青少年によい影響を与えるものではないことはご理解いただけたらと思っております。

さらに、暴力団は暴走族の背後にも介在をしております、自己の勢力を誇示、拡大するために暴走行為を行わせたり、資金源にするために、けつ持ち料、これを後ろ盾料と称しておりますけれども、暴走族から現金を徴収しています。具体的に申しますと、県内で暴走族が今約40グループ、約400人いるわけですが、そのうち暴力団へ上納をおさめている者が約20グループ、約220人います。また、1人当たり月額3,000円以上を暴力団へ上納している暴走族が約200人もいます、これは増加傾向にあります。さらに、先ほど少年課長が再非行者について説明をいたしました、少年院の出院者644人中、再犯の背景について把握できた189人中58人の約3割が暴力団に加入しているという実態もございまして、繰り返し申しわけありませんが、このように暴力団は青少年の健全育成を阻害する活動を行っているという団体であります。

そこで、暴力団に関する有害団書の指定についてであります、全国的にも、先ほど申し上げたとおり、福岡県のほか奈良県、秋田、埼玉、山梨、岡山、香川、群馬、大分においても既に行われております。したがって、山口組で最大の勢力であります弘道会の本拠地であります当県におきましても、最近の暴力団排除機運の高まりを受けて、認定基準の改正をしていただくか、あるいは、青少年保護育成

条例第6条の有害図書類の販売等の禁止規定を改正していただきまして、暴力団に関して記載した内容を有害図書として指定できるようにしていただくよう強くお願いをするものでございます。

私からは、以上でございます。

【会長】

ただいまD委員から暴走族の、また、暴力団関係の雑誌が出回っているということで、過去には、あまりこういう関係のものを有害図書に指定していなかったんですが指定していただけないかというご意見がございました。皆さんからご意見がありますでしょうか、どうぞ。

【会長】

いかがですか。

【委員】

私はおもちゃの業界の組合に属します。組合とは別に、保護司を8年ぐらいしております。

保護司の仕事として、保護観察の対象で青少年が多いです。どれも共通なのは心の優しい子なんですね。ちょっとお友達に誘われて断り切れなくて、万引きとか窃盗をしてしまう場合が多いですね。それが高じると今度は薬とか、あと、今お話が出ました暴力団のほうからの誘いで窃盗の命令が出たり、いろんな事件が拡大していく様子になっているように思っております。

今、D委員からありましたように、青少年育成も何か暴力団と同じような流れ、若いときはいろいろと興味あるものですので、善悪がつかない、また友達との付き合いで、誘われれば断れない、自分が仲間外れにされたくない、そのような板挟みみたいなところもあるのかなと。

今、インターネットの話も出ましたが、100%防ぐことはできないと思うんですが、親と社会が子供たちに向かって防御、いい社会環境になるように壁をつくって、子どもたちに、「君たちを守っているんだよ」というような姿勢をいつも発信してほしいです。やっぱり、社会としてある程度の環境づくりはすべきかなと思っております。

以上でございます。

【会長】

ある程度の環境づくりとして、指定すべきだというようなご意見ですね。

【委員】

私は何かのことで、やっぱり、因果関係はすべて繋がっておりますので、いろいろな問題点もあろうかと思えますけれども、考えるに値することかなと思っております。

【会長】

他にいかがですか。

【委員】

そうですね。非行に入る入り口を少なくしていく、狭くしていくのはとても大事なことで、いろいろやっていただけているというのは今日よくわかりましたが、どうしてそこに行ってしまう子がそんなにたくさんいるんだろう、親の問題として、PTAとして取り組むことは何があるんだろうと、今日はPTAのほうに問いかけていきたいなと私は感じました。

以上です。

【会長】

いかがですか。

【委員】

やはり、今日配付された資料の中で、先ほどD委員のほうからお話のあったこの1枚が何なんだろうってずっと最初から気になっておりまして、今お話を伺いまして、そういうことかと思いました。やはり、これが今日いただいた資料の中で一番問題かなと思っておりました。

それで、基本的には、お話の趣旨はよくわかりますし賛成なんですけれども、暴力団を容認するということの基準といいますか、今の雑誌を見ましても、暴力団排除の条例とはみたいな、そういうスタンスで一応格好をつけておりますので、何をもって容認しているとしたかという、その基準のところを事務局で詳細に、厳密にといいますか、検討していただいてということになろうかと思えます。基本路線は賛成でございます。

【会長】

何かご意見はございますか。

【委員】

今、E委員のほうから、子どもたちが置かれているいろいろな社会的な環境の問題とか、あるいは家庭的なことも要因の一つになっているというお話がありました

けれども、いろいろな原因があるにせよ、こうした雑誌が子どもたちの目に触れることによって、そうした問題を抱えているような子どもたちがそちらのほうに引きずり込まれていくことは少しでも避けるということが大人の一つの責任のとり方というか、あり方かなと考えています。そういう意味では、こうしたものは有害図書に指定していくということは考えなければならないことだろうとは思っています。すべてを、どこにその線引きをして有害図書にしていけばいいのか、その辺のところは、また厳密にきちんと検討していただかなければならないとは思いますが、

こちらに資料として今日配られているものが、ほとんどが作り上げられた写真であるということだったのですが、なかなか子どもたちはその辺まで、大人が見てもどこまでが本当なのか判断できないということがありますので、雑誌をどういうスタンスでつくられたものかということまで含めて調べて有害図書の指定ということもしなくてはいけないことを考えると、膨大な作業が伴うことだろうなと思います。それが、果たしてできるような体制なのかどうかということも含めて考えていかなければならないんでしょうけれども、個人的には、こうしたものが少しでも子どもたちを悪い方向へ導かないようにするためには指定していくことは賛成であります。

【会長】

どうもありがとうございました。

いかがですか、意見がございましたら。

【委員】

基本的には、私も賛成です。指定をしていただきたいなと思います。

しかし、子どもたちが見るということ以前に、親が子どもに対してどういう家庭で指導をしているのかというようなことも、私はとても疑問に思っていますし、B委員がおっしゃられたように、親も知らないことを子どもたちがどんどんやっているというのは、そういうことを本当に今の親は知らなくて、携帯なりパソコンなりを買い与えているという実情をやはり私はとても危惧しています。

また、いろいろな暴力団というそのつながりのところで、D委員がおっしゃいましたけれども、入り口が何であるのかというのが子どもたちにはとても見にくくなっていて、それがどうつながっていくんだということも、実際には、子どもだけじゃなくて大人も知らないのではないかと思います。そのあたりがどのように啓発されていって社会にどのように浸透しているのかなと考えています。

私たちが本当に子どものためを思うのであれば、大人がまずしっかりと認知をして、それを子どもに対してきちんと伝えられるそういう力をつけていかななくては

けないなと感じました。

以上です。

【会長】

それでは、ご意見をどうぞ。

【委員】

ぜひ規制に向かってやっていただきたいなと思っていますが、私ども同じ行政なんですけれども、なかなか条例で規制してしっかりした体制をつくっていかないと絵にかいたもちというものになってしまいますので、その辺をぜひ、条例で規定する以上はそういう体制も考えてやっていただきたいと思っています。

それと、話は変わるんですけれども、実は私ども、9月市会で、酒、たばこの販売、未成年者への販売について議案外で質問があったんですけれども、警察のほうの資料でもありましたけど、喫煙もかなり、まあまあ減ってはおりますけれども数が非常に多いと。販売するもとの指導といいますか、そういったものも、例えば愛知県のほうでカラオケ喫茶も含めて指導に行かれるときに、そういったものの表示ですとか、いろいろなものがあるかどうか確認しながらつけ加えていただけるとありがたいかなと思っています。

以上です。

【会長】

他に、どうですか。

【委員】

私も先ほど、裸の写真とか、最後の暴力団とか、暴走族絡みの写真、初めて目にしたんですけど、一つお伺いしたいんですが、いわゆる出版社については、これは、要するにやくざもの、企業舎弟みたいのが何かで出しているとかですか、それとも、かたぎの人が出しているのですか。

【委員】

今のところ、そういう関係があるかは、わかりません。

【委員】

そうですか。

あとは、雑誌業界というのは、例えば講談社とかいわゆる日本雑誌協会に一応加盟している出版社かどうかというのが分かれば、それは、こういうものを規制する

ときのやり方として、何かあると裁判になったときに、どんな中身であろうと報道の自由であるとか必ず言うてくるはずですから、規制をするならその辺のやり方を考えていただければと思います。例えばですけど、今は暴対法を、安藤さんが長官になってから暴対法をすごく力を入れて壊滅作戦をやっているんですけど、例えば暴対法の附則みたいな形でこういうのをできるかどうかとか、単に文科省絡みの出版のほうの法律でやると必ず報道の自由との問題が出てくるとか、その辺の検討について県の方ともいろいろと相談されると良いのかなという気は少ししました。

それと、もう一点、コンピューター、私自身がコンピューターについて全く分からないのであまり興味もなくて、インターネットをあまり見たこともないんですが、今お話をうかがっていると、一方で、学校の先生とか親御さんが指導するという話、当然そういうのは大事なことでしょうけど、B委員のお話とかうかがっていると、仮に幾ら言っても、あのようなネットの世界は、おそらく全世界へ流れているような規制の非常に難しいボーダーのない世界ということで、どれほど教育をやってもやっぱりそういうのを見る子は見ると思うんですね。

そうすると、極論に近いんですけど、プロバイダーというんですか、多分そういうのをつくって流している業者があるはずで、そういうところの規制というのも、本気でやるならその辺を考えないと、どんなに学校の先生や親が注意して、また県警の方に来ていただいて指導していただいても、その辺はなかなか難しいのかなという気がして、だからといってやり方がどうだというのは、具体的にまだ思い浮かばないんですが、個人的にはそういう気が少しいたしました。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。
どうぞ。

【委員】

皆さんおっしゃられているように、やはり、子どもたちがそういう有害な情報に接する機会というのは減らすにこしたことはないと思うので、県警さんのほうのご意向もわからないではないというところなんですけれども、F委員がおっしゃったように、どこでこれに該当するとするのかというところ、今の段階で、犯罪を誘発するおそれがあるものであることという要件が入っているのに加えて、さらに暴力団を認める内容で指定するということになる、どうしてここで認定しているのかというのが分かりにくくなり、なかなか認定しにくくなるのかなというところがあるので、そこはご検討いただいたほうが良いのかなという思いではあります。

確かに、こういう有害な情報だとかネットの世界だとかに流れていってしまう子

どもたちに対して、それに接しないようにするという指導も大切だとは思いますが、でも、では、なぜそういう子たちがそういう方向にどんどん深みにはまっていくのかという根柢の部分を考えていただくと、どうしても、ちょっと普通になじめない子たちを排除してしまうという今の方向があるものですから、居場所がなくなってそういう深みにはまっていくというところがあると思うので、先ほど県警さんのほうから、学校との連携を深めて、場合によっては立件をとという方向でのお話があったのかもしれないけれども、教育の現場においてどこまでを除外せずに温かい目で包んでいくのかといいますか、そういう形をとっていけるのかなというところが、これから子どもたちを見ていく上で大切なところなのかなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。

どうぞ、D委員の前にご発言いただいた方にはあえてご指名をいたしませんでしたが、皆さんからご意見いただきましてありがとうございます。全般的に、また最後にD委員へのご意見等ありがとうございます。

事務局から、今のお話の中でD委員のご意見のことと、それとほかについて何かご発言いただけますでしょうか。

【会長】

その前に意見があるようですので、どうぞ。

【委員】

今日、第1回目の青少年保護育成ということで、青少年をいかに育成していくかというのが一番の問題であって、今こうして見せられた本だとかそういうものを防衛するとかその以前に、これをどのようになくしていくかということに対して、先ほどE委員が言われたように、家庭環境がまず一番大事ではないかなと私は思うんです。

家庭環境が、やっぱり親子の会話、学校が終わって家へ帰ったときも、家庭環境がまず第一に整っているかどうか、これによって非行に走っていく少年少女がいると思うので、こういうものをまずなくすんだという根本的なものを探っていかなければ、いつまでたってもこのようになるので、その底辺をどのような形でなくしていったらいいのかと思います。

先ほども言われたように、本当に心の優しい子どもがたくさんいます。でも、これはやっぱり親子の会話、いろいろな親子の会話がないから自然とこういう形になってきているので、できるだけ、少なくとも学校の先生もその辺をもっともっと利

用してほしいと思います。私たちの小学校、中学校のときには、いつもうちの父はちゃぶ台でぶつけているんなことで怒られましたけど。

また、学校の授業に関しても、勉強のできない子なんかもやっぱりいます。でも、勉強ができなくても運動能力がすごくいい子は、その運動能力がいいから、運動会をやってもマラソンをやってもいつも1番になり、学校の勉強が悪くてもスポーツがいいから、飛び抜けているから英雄になってくるんですよね。

だから、学校の環境、そして家庭の環境は大事だと思います。昔から言う、中学でも高校でも番長というのはありましたけど、スポーツにたけた子、結構悪い子もいっぱいいますけど、そういう子たちが、昔はいじめでも番長みたいな人たちが守っていました。優しい子どもをいじめているときも守るような形の正義感の強い人がいましたけど、今ではそのような人も全くいません。それで、そういう人たちがこういう不法、非行に入っていくので、根本的には、家庭環境をもっともっと充実していくべきじゃないかなと、私は今日この場に出席させていただきまして少し感じました。

【会長】

他にはよろしいですか。

では、事務局から、どうぞ。

【事務局】

では、まず、有害図書類の指定についての規定を確認いただきますと、今日の参考資料の6として条例を、そして参考資料の7として規則を配付してございます。まず、条例の規定ですけれども、第6条に有害図書類の販売等の禁止ということがございまして、知事は、書籍、雑誌、絵画、写真または映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁器ディスク、その他の映像もしくは音声記録されているものの内容が、次の各号のすべてに該当するためこれを青少年に閲覧させ、視聴させ、または聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部または一部を有害図書類として指定することができるというぐあいがございます。

次のものというのは、1として、著しく性的感情を刺激するものであること、2として、著しく残虐性を有するものであること、3として、自殺または犯罪を誘発するおそれがあるものであるということがございます。

2項が、次に掲げるものについては青少年保護育成審議会の意見を聞いて規則で有害図書類として指定することができるということで、先ほど団体指定のほうでもちょっとお話をいたしましたけれども、すべての雑誌を確認して個別指定をすることではとても追いつきませんので、いわゆるみなし規定、性的なものが20ページ以上、またはその雑誌の総数の10分の1以上、それから、ビデオ類、DV

D類などにつきましては2項第1号で、連続して3分を超え、または5分を超えるものについては有害図書と、これは、みなすという言葉ははっきり使っておりませんが、こういうみなし規定を置いているわけでございます。

そして、3項で、そういったものについては青少年に販売、頒布、贈与、もしくは貸与し、閲覧、聴取させてはならないということを規定しているわけでございます。これを受けて、規則のほうでは、先ほど言いましたわいせつ系包括指定について、さらに詳しい規定を置いております。

施行規則のほうは2条になりますけれども、条例の6条2項を受けまして、その内容につきましてここに結構露骨な表現で規則に書いてございますが、そこにあるようなものについては有害図書類とみなすというような規定を置いているわけでございます。条例、規則はここまででございます。

実は、さらにその判断に当たりましては、審議会の意見を聞いて知事が指定をするということになっておりまして、審議会ではどのように考えるかということについては、審議会としての認定基準というのを設けております。それも、今日の参考資料の一番最後、参考資料の9としてお配りをしてございます。

参考資料の9ですけれども、その中の、ゴシックで、1が有害興行、2が有害図書類、3が有害玩具、それから4が有害広告物とありまして、2の有害図書類の認定基準としまして、審議会が知事から諮問された場合に、こういうものだったら確かに有害指定するべきであろうという考え方を、これは審議会として定めているものでございます。著しく性的刺激を有するものが(1)、それから、条例の、著しく残虐性を有するものとしては(2)のようなものがこれに当たる、そして、自殺または犯罪を誘発するおそれがあるものとしては(3)にこういうものが当たるということで規定がございまして。

先ほど意見の中でもお話がございましたように、この有害図書の指定というのは、ときどき裁判沙汰になったりしまして、こういう規定に照らして慎重に判断することが必要であろうかと思っております。

実は、今の認定基準の中の(3)ですけれども、イに、暴走行為に関連する犯罪を肯定し、かつ勧めそそのかすような描写、表現をしたものという規定でございまして、これは、現在当県で有害図書指定として個別指定している中に、先ほど専決処分状況という資料5の中で、現在の有害指定しているものの中に、犯罪を誘発するおそれがあるためという理由で、『チャンプロード』という暴走族系の雑誌を指定しているということを言いました。実は、この指定につきましても平成15年のこの審議会の場でご指摘があったということで、それまでの認定基準ではちょっとこの辺が読みづらかったために、認定基準に、「暴走族に関する犯罪を肯定し」という文言を、この審議会の場でご検討いただいてつけ加えて、その上で指定をしたという経緯があるようでございます。

ただいまの雑誌を認定基準に照らしたときに、果たして、指定をして訴訟などでちゃんと対応できるかというようなことも考えることに加えて、今お話がありましたように、暴力団排除条例、法律などが制定されたこともあって、暴力団に関する雑誌も指定をできるということになりますと、そもそもこの認定基準を見直したほうがいいのかなどということも今思っております。訴訟のリスクを恐れてばかりいてもいけませんので、今、大半のご意見はやはり有害指定すべきということでございましたので、この認定基準の見直しから含めて指定をさせていただく方向で検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほどG委員からもご意見いただきましたように、世の中に出回っている雑誌は数限りないわけですし、これも月刊誌ですが、私ども、今個別指定しているものは、毎月その月刊誌を買ってちゃんと中身を職員が見て、この条例、規則、認定基準に該当するところがちゃんとあるかどうかを確認した上で指定をして、公報に登載をして、すべての書店にはがきで通知をしているということもございますので、すべての雑誌について確認し、指定をするということは労力的、予算的にも限界があることは何とぞご理解をいただきたいと思います。おそらく、そのような対応をしている都道府県はどこにもないのではないかと思いますので、こういった情報を把握してみえる警察のほうと連携をとりながら、ただいまご意見のありましたこの月刊誌については、指定をする方向ということで警察本部のほうとも連携をとりながら検討させていただきたいと思っております。

ただ、その手続となりますと、今申し上げましたように、知事が特定の書名を上げてこの審議会に諮問をして、それに対する審議会の答申をいただいた上で知事が指定をして公報に登載をするという手続が必要になりますので、今申し上げたことをやるとなりますと、もう一度審議会を開催していただかなければいけないこととなります。ですので、ちょっと検討を要するかもしれませんが、なるべく本年度内にもう一度この審議会を開催させていただきまして、その場で認定基準の改正からご検討いただいて指定をするという方向で進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【会長】

多分、皆さんの意見は、先ほどのD委員の意見には反対ではないと思っておりますので、相当皆さんのご意見がございますから、ぜひ、認定基準の見直しというのはされてはどうかなと思います。また、そのときには、審議会で皆さんにいろいろご判断いただければと思います。それから、知事からそういう要請があれば、当然それは審議会をやらなくてははいけないわけですね。本年度中というとな皆さんも時間もあまりありませんので、ただ、それはそれとして、流れの中でよろしくご協力いただければと思います。これでよろしいですか。

【事務局】

わかりました。

もう一点、確認がございますが、審議会の開催の仕方としまして、審議会の開催要領というのがございます。これも今日の参考資料の中に入れてございますが、参考資料の8になります。

後ろから2つ目の審議会の運営要領、愛知県青少年保護育成審議会運営要領という参考資料の8、この2ページ目ですが、3に、審議会の運営という項目がございます。ここの(1)で、審議会は原則として公開するものとする、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではないということで、その中に、第6条の図書類について審査をする場合は、要するに、この限りではないということで非公開という要領になっております。

したがって、今日のこの審議会は公開で開催をさせていただいておりますが、次回の審議会における図書類の審査の部分については、この要領によりまして非公開という形で進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【会長】

いかがですか、皆さん、その場合は非公開でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

皆さん合意いただきました。

【事務局】

では、この要領に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

【会長】

以上ですか。

時間がたってしまいましたけど、このような状況ですので、また事務局のほうからご連絡があると思っておりますけれども、ご協力いただくことが出てくると思っておりますからよろしくお願いいたします。

それでは、以上でよろしいですか。最後に何かありませんか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

どうもお忙しいところありがとうございました。それでは、またよろしく願いいたします。

【司会】

これをもちまして、平成23年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上